

# 伊奈町立図書館及びふれあい活動センター（ゆめくる）図書室

## における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和4年7月20日改定

### 1 はじめに

本ガイドラインは、公益社団法人日本図書館協会より示された「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき、伊奈町立図書館における新型コロナウイルスの感染予防対策について基本的事項を定めたものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染状況等を踏まえ必要に応じて適宜更新する。

### 2 基本的な考え方

町民の命を第1優先とし、感染拡大を防ぐ対応を図った上で実行できる方法を探り、図書館の役割を可能な限り果たしていく。

→町内や近隣市の感染状況等を鑑み段階的に図書館を開館する。

- |      |                           |
|------|---------------------------|
| 第一段階 | 予約資料の貸出・返却                |
| 第二段階 | ブックシャトルの運行                |
| 第三段階 | 開架書架の閲覧                   |
| 第四段階 | 閲覧席を間引きし開放（新聞・雑誌等の館内閲覧開始） |
| 第五段階 | イベント等の開始（集会室の開放）          |
| 第六段階 | 通常開館（閲覧席の全面開放）            |

※令和4年6月10日より第六段階で開館する。

### 3 講じるべき具体的な対策

#### ■施設の管理・運営について

- (1) 空調設備を活用し、十分な換気を行う。
- (2) 館内の消毒を徹底し、複数の人の手が触れる場所については適宜消毒する。
- (3) カウンターには透明のビニールカーテン等を設置し、飛沫感染を防止する。また、足元にはマークを貼り、1m以上（可能であれば2mを

目安に) の間隔を開けて並ぶよう促す。

- (4) トイレについては蓋を閉めて汚物を流すよう周知する。
- (5) 座席等の間隔を1 m以上確保する。但し、机にパーテーションを設置する等の飛沫対策を講じている場合はこの限りではない。

#### ■従事者の安全確保

- (1) 検温や健康記録を定期的に行い、発熱や体調がすぐれない場合は必要に応じて医療機関を受診し、出勤を控える。
- (2) 正しいマスクの着用と咳エチケットを徹底する。
- (3) 手洗いと手指消毒を行う。
- (4) 清掃やゴミの廃棄を行う場合は、マスク・手袋の着用を徹底し、作業を終えた後は手洗いを行う。
- (5) 休憩室の換気を徹底し、休憩中はマスクを着用し、身体的距離が保てるよう収容人数を定める。
- (6) 食事の際は黙食を徹底する。

#### ■来館者の安全確保

- (1) 来館者に下記の状態である場合は、利用を控えるよう周知する。
  - ①発熱(37.5度以上又は平熱比+1度を超過した熱)や体調がすぐれない(咳、のどの痛み、息苦しさや強いだるさなどの症状がある)場合。
  - ②新型コロナウイルス感染症陽性者とされた者と濃厚接触にある場合。
  - ③政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触があり、該当期間内である場合。
- (2) 正しいマスクの着用を促す。但し、未就学児及び2 m以上の距離が確保でき、会話を行わない場合は外すことも可とする。
- (3) 施設入り口に消毒液を設置し、手指の消毒を徹底する。
- (4) アルコールの手指消毒が難しい場合は手洗いを徹底する。
- (5) 社会的距離確保のため、状況に応じて入館制限をする。
- (6) 不要な会話や大声を出さないよう注意喚起を行う。

#### ■来館記録

- (1) 来館者に来館日時を自ら記録することを推奨する。
- (2) 埼玉県 LINE コロナお知らせシステムを活用するよう周知する。

#### ■接触感染への対応

- (1) 来館者の入館時には手指消毒を徹底する。
- (2) 書架の閲覧・新聞の閲覧をする際には、利用前と利用後に手指の消毒を徹底し、接触利用に伴う感染を防止する。

#### 4 館内で感染者が疑われる者が発生した場合の対応

- (1) 館内で感染が疑われる事例が発生した場合、指定管理者は速やかに教育委員会生涯学習課に連絡を行う。
- (2) 発生した部屋や場所を換気する。
- (3) 保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
- (4) 個人情報の取扱いに十分留意したうえで、当該感染者の利用日等を速やかに公表するよう努める。

#### 5 イベントの開催

- (1) 主催者も参加者も正しくマスクを着用することを促す。
- (2) 空調設備を活用し、常時換気又は定期的な換気（1時間に2回以上、1につき5分以上）を徹底する。
- (3) 来館者同士の距離を適切に保つ。
- (4) 参加者に対して不必要な会話や大声を出さないよう、注意喚起する。
- (5) 飲食物の提供は行わない。

#### 6 施設ごとの利用基準

##### (1) ブックシャトル

車内等に密集しないように状況に応じて利用人数の制限をする。

##### (2) 集会室

- ①空調設備を利用し十分な換気を行う。
- ②机を使用する際は、1台につき1人の利用とし、1m以上の間隔を開けて利用する。但し、机にパーテーションを設置する等の飛沫対策を講じている場合はこの限りではない。
- ③使用中は不在にすることがないこと。